

① 出産後 8 週間以内の父親等の育児休業に関する特例

**パパ
休暇**



改正前

育児休業を取得した場合、配偶者の死亡等の特別な事情がない限り再度の取得はできない

改正後

配偶者の出産後 8 週間以内の期間内に最初の育児休業を取ったときは、その後特別な事情がなくても、**再度**取得できる

★特例の対象となる期間

原則 出生日から 8 週間後（8 週間を経過する日の翌日）までの間の育児休業

例外1

出産予定日前に子が産まれた場合
出生日から出産予定日の 8 週間後まで

出生日 3 / 2 5

出産予定日 4 / 1

8 週間

産後休業終了 5 / 2 7

例外2

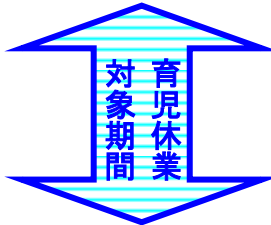
出産予定日後に子が生まれた場合
出産予定日から出生日の 8 週間後まで

出産予定日 3 / 2 5

出生日 4 / 1

8 週間

産後休業終了 5 / 2 7



★パパの育児休業は 8 週間以内に終了しなければなりません。
もし 10 週目まで取得したら、再度の取得は、特別な事情がないとできません。
★産後休業を取得した労働者（ママ）には、この特例は適用されません。

② 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

改正前

配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者については、労使協定が定められている場合には、産後 8 週間以内を除き、育児休業をすることができませんでした。

改正後

労使協定の有無にかかわらず、配偶者が専業主婦（夫）や家庭の夫（妻）であっても、原則として子が 1 歳に達するまで、育児休業をすることができるようになりました。

労使協定の変更が必要になります

第●条 会社は、次に定める従業員から育児休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができる。

1. 入社 1 年未満の者
2. ~~配偶者が次のいずれにも該当する者~~
 - イ) 職業に就いていない者
 - ロ) 負傷疾病等で子の療育が困難でない者
 - ハ) ~~産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 1-4 週間）、産後 8 週間以内でない者~~
 - ニ) ~~子と同居している者~~
3. 申出の日から 1 年以内に雇用関係が終了することが明らかな者
4. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者
5. ~~内縁の者等で、上記 2. イ) からニ) までのいずれにも該当する者~~



注：いわゆる内縁の妻等が常態として子を養育することができる
注：労働者についても、労使協定による適用除外規定が削除されます。

